

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	5-12
法令名	森林組合法	根拠条項	83-2		
許認可等	森林組合の解散の決議の認可				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 83 条第 2 項 森林組合の解散の決議は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 1 審査基準 (12) 法第 83 条第 2 項の規定による森林組合の解散の決議の認可に係る審査基準は、同条第 3 項において準用する法第 79 条第 1 号の認可の基準のとおりとする。					
法第 83 条第 3 項 第 78 条第 2 項、第 79 条 (第 2 号を除く。) 及び第 80 条の規定は、前項の認可の申請が あった場合について準用する。					
法第 78 条第 1 項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立 の認可を申請しなければならない。					
法第 79 条 行政庁は、前項第 1 項の規定による申請があったときは、次に掲げる場合を除き、設立の 認可をしなければならない。 1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の 処分に違反するとき。					
(その他)					